

物価高騰による市独自の生活支援を行います!!

原油価格や物価の高騰が、市民の皆様の生活に大きな影響を及ぼしていることから、国の交付金を生かした経済対策に加え、市独自の生活支援を行います。

① 小中学生の給食費無償化（手続不要）

対象の期間 令和4年9月～令和5年3月

対象となる方 稲敷市立小・中学校に在籍している児童生徒の保護者で、市内在住の方

・対象期間内の給食費の引き落としは行いません。

問合せ 稲敷市教育委員会
江戸崎学校給食センター ☎ 029-894-3066
東学校給食センター ☎ 0299-78-3392

② 水道・下水道料金の減額（手続不要）

対象の期間 令和4年9月請求分～令和5年4月請求分
(8月検針分) (3月検針分)

対象となる方 稲敷市に水道・下水道料金を納めている方（事業所含む）

減額の範囲 水道・下水道料金のうち基本料金を40%減額

《参考》

(税込)

水 道			下 水 道		
メーター口径	基本料金 (10㎡まで)	減額後の 基本料金	地 区	基本料金 (10㎡まで)	減額後の 基本料金
φ 20mmまで	2,750 円	1,650 円	江戸崎、桜川、東	1,650 円	990 円
φ 25mm	2,970 円	1,782 円		新利根	1,430 円
φ 30mm	4,400 円	2,640 円			

・検針票の請求予定額は、減額後の金額で記載されます。
・φ 30mmを超える口径の方は、お問い合わせください。

問合せ 稲敷市土木管理部
水道課 ☎ 029-892-4255



稲 敷 市

INASHIKI